

仕 様 書 (案)

1 件名

(仮称) 大田区文化振興プランのデザイン・レイアウト制作等業務委託

2 業務内容

区の計画である大田区文化振興プランを改定するにあたり、区民に区が考える文化施策をわかりやすく訴求できるよう、構成やデザインを創意工夫して視覚的に伝えることを目的とし、現行の仕様や既成概念にとらわれず、イラストやグラフィック、地図、図表等を用いて本編及び概要版の版下、冊子を制作する。

(1) デザイン制作

- ア 区が提供する文字及び写真データをもとに、本編及び概要版について、趣向の異なるデザインタイプを3種類以上提案し、区と合意の上、デザイン制作に入る。
- イ 区が提供する数値データをもとに、そのデータを最も適切に表現する図表を提案、制作する。
- ウ 区が提供する文字データを補完するイラスト及びグラフィック、地図等を提案し、80点前後制作する（原則、書き起こしとする）。
- エ デザイン制作の対象は、表紙・裏表紙込みの全頁とし、本編は100頁以内、概要版は8頁以内を基準とする。
- オ 東京都カラーユニバーサルデザインガイドラインに基づく色彩提案をする。
- カ デザインを最大限生かす仕様、印刷方法を提案する。

(2) レイアウト（版組み）

A4版を基準とし、掲載する文字データ、図表、写真、イラスト、グラフィック、地図等を配置した割付案を提案し、区と合意の上、版組みに入る。

(3) 印刷・製本

2 (1) (2) で作成した版下に基づき、本編及び概要版を印刷・製本する。

ア 冊子の規格

- (ア) 本 編：A4版、フルカラー、あじろ製本（PUR）、
表紙＝マット4/6、135 kg、マットPP
本文＝コート4/6、90 kg

- (イ) 概要版：A4版、フルカラー、中綴じ

(4) 校正

デザイン決定後、本編及び概要版について各3回以上行うこと（色校正含む）。

(5) その他

- ア 受託者は契約締結後速やかに業務履行のための実施体制を整え、進行管理責任者の報告及び納品までの工程表を提出し、区の承諾を得るものとする。なお、本委託業務を行う者は、同程度の業務実績が過去5年以内にあることを要件とする。
- イ 制作にあたり、大田区文化芸術推進協議会に2回程度出席すること。
- ウ 本編表紙及び概要版全頁に、音声コードをつけるものとする。
- エ 概要版の制作にあたっては、英語版も作成すること。翻訳文字量は、現行プラ

ン概要版と同程度を想定する。翻訳は受託者の責任において行い、ネイティブチェックを行うこと。なお、機械翻訳は不可とする。

3 履行場所

大田区指定場所（文化芸術推進課ほか）

4 履行期間

契約締結日から令和8年3月25日（水）まで

5 納品物

(1) 版下

本編及び概要版の版下の電子データを格納した長期保存用DVD2枚。なお電子データは、以下ア、イとする。

ア PDFデータ

一つのデータが5MB以下になるように加工したPDFデータ一式を、各章ごと、全章をまとめたものの2種類（見開きにはしないこと）で納品すること。

イ 編集可能なデータ（AdobeInDesign、AdobeIllustrator等）

(2) 冊子

（仮称）大田区文化振興プラン 本編 100部

概要版 500部（うち日本語400部、英語100部）

6 納品場所

大田区指定場所（文化芸術推進課）

詳細については、区と打ち合わせる事。

7 支払方法

納品時に完了届の提出を受ける。提出された完了届に基づき検査を終えた後、受託者からの請求に基づき一括して支払う。

8 留意事項

(1) 業務の実施に当たり区と密接に連絡をとり、打合せを行うこと。

(2) 受託者は成果物及び電子データについて、当該著作物の引き渡し時に、区に無償で譲渡するものとし、著作者人格権の不行使を約するものとする。また、契約期間終了後、対外的な発表、複製、翻訳、譲渡及び貸与することに対し、受託者は一切の異議を申し立てないこと。

(3) 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。ただし、業務の遂行にあたり専門性を確保するなどの観点から有用であると大田区が認めた場合は、主たる業務を除き、大田区の事前の承認を得て受託業務の一部を別の業者に委託することができる。なお、本委託における主たる業務は、2(1)(2)(4)(5)とするが、2(1)の図表、イラスト及びグラフ

ィック、地図の制作はこの限りではない。

- (4) 成果物に受託者の錯誤等による重大な契約不適合箇所があったときは、本契約期間終了後といえども、区の指示に基づき、速やかに訂正すること。なお、これに要する費用は、すべて受託者の負担とする。

9 個人情報の取扱い、守秘義務等

- (1) 受託者は、本業務で知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。また、このことは本契約期間終了後も同様とし、従事要員についても遵守させること。
- (2) 個人情報及び機密情報の取扱いについては、関係法令を遵守し、区の指示に基づき取り扱うこと。

10 データ消去

本業務に係る契約の終了後、個人情報を含むデータ、資料に関しては区にすべて渡し、機器に残ったデータ等はすべて削除すること。

11 その他（特記事項）

- (1) 受託者は、区の委託目的を十分に理解した上で作業に当たり、不明の点が生じた時は、速やかに区に確認すること。
- (2) 万が一事故が発生したときには、直ちに区に報告するとともに、受託者の責任において適切に処置を講ずること。
- (3) 本業務の遂行に伴い、受託者が区の有する資料及び情報等を必要とする時は、事前に区に申し出ること。区はその必要性を認めた時、これらを受託者に提供する。
- (4) 受託者は業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。
- (5) 雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、区と受託者との協議の上、決定する。